

基本計画部会ワーキンググループ（WG）について

主な検討課題	基本的な方向（アウトプットのイメージ）	WG構成（担当委員）
<p>公的統計の整備の考え方（スキーム・基準関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計ニーズの把握方法 ○ 基幹統計の指定等の基準の明確化 ○ 統計調査の整理合理化の考え方 ○ 統計の評価 ○ 統計基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学会等の統計利用者や政策上のニーズを適時・的確に把握する仕組みの構築 ◎ 総務大臣が行う基幹統計の指定・解除に関する基準の明確化 ◎ 統計調査の廃止、類似統計調査の一本化、行政記録の活用などによる政府全体の既存統計調査の整理合理化指針の策定 ◎ 統計評価の仕組みの創設 ◎ 統計基準についての考え方の明確化 	<p>第1WG</p> <p>《○美添委員、大守委員》</p>
<p>統計リソースの有効活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用 ○ 実査体制（統計専任職員等） ○ 統計職員等の人材の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 産業構造や政策ニーズの変化を踏まえて政府統計全体を見渡した予算・人員の適正かつ機動的な配分や有効活用方策の在り方・仕組みの構築についての方向性を明示 ◎ 緊急ニーズ対応時の各府省の役割、予算の確保・分担の在り方等を検討・整理 ◎ 地方分権の議論、統計調査の民間開放の進展などを踏まえた地方統計機構の実査体制の中長期的な在り方を検討・整理するとともに、喫緊の課題（統計専任職員の配置数の減少など）への対応策を策定 ◎ 統計調査員の確保の困難性など現行の統計調査員制度が抱える課題への対応策を策定 ◎ 一次統計作成部局、加工統計作成部局、調整・審査部局等それぞれにおいて高度の専門性を身につけることが可能な政府全体としての研修方針を策定するとともに、総務省統計研修所の具体的な活用方策の策定 ◎ 府省間をまたがる統計部局での人事交流の促進方針、具体的な人事交流目標の設定 	

主な検討課題	基本的な方向（アウトプットのイメージ）	WG構成（担当委員）
<p>2 個別分野の統計整備</p>	<p>◎ 加工統計^(注)と一次統計の双方向的連携を確保するための恒常的な検討の場の設置、精度向上方策の策定 (注) 特に人口推計等</p> <p>◎ 今後基幹統計とすべき（基幹統計の指定を解除すべき）公的統計の明示</p> <p>◎ 統計の体系的整備の考え方（方針）を踏まえ、個別分野で具体的に整備すべき公的統計の明示（実施省庁、実施時期など）</p> <p>※併せて改廃・見直しを行う公的統計についても明示</p> <p>（具体例）国勢調査、国際移動統計、家族関連統計（少子化関連を含む）、地域統計、分布統計、ジェンダー統計、若者関連統計、格差に関する統計等</p>	
<p>統計作成・利活用環境の整備</p> <p>1 統計の作成関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政記録情報の活用 ○ 民間開放の在り方 ○ 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充 	<p>◎ 国の行政機関が組織的に保有する各種の情報（行政記録情報）を積極的に統計作成に活用するための各種の課題を整理し、具体的ニーズを踏まえ、制度的手当を含めた活用方策を策定</p> <p>◎ 民間データの活用可能性について整理</p> <p>◎ 民間開放の在り方（民間開放になじまない統計調査業務など）の明確化、実施後の検証結果の共有化</p> <p>◎ 調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への協力が得にくい状況に対応するための普及啓発活動の推進方策の策定</p> <p>◎ 事業所・企業を対象とした基幹統計調査の悉皆層において従前から統計調査に非協力であるなどの悪質な事業者に対して、事業所名の公表、警告並びに罰則の適用など申告義務違反者への対処方針の策定</p> <p>◎ 統計の重要性を認識してもらうため、義務教育における統計教育の充実</p>	<p>第4WG</p> <p>《○廣松委員、出口委員、佐々木委員》</p>

主な検討課題	基本的な方向（アウトプットのイメージ）	WG構成（担当委員）
<p><u>2 統計の利活用関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供 ○ データ・アーカイブの整備 ○ 各府省でのデータ共有の推進 <p><u>3 IT活用方策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計作成におけるITの活用 ○ 統計の利活用におけるITの活用 	<p>を図るための方策の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ オーダーメイド集計、匿名データの提供を行うための統一的窓口を設置 ◎ 匿名データの匿名性を確保するため指針の策定 ◎ ニーズの高い統計データの提供促進 ◎ 中長期的なデータ・アーカイブ整備の工程表を策定 ◎ 各府省における調査票情報の保存方法の確立 ◎ 全政府的な統計データの共有化を図るとともに、利用者が使いやすい統計データ提供システムの構築 ◎ ITの活用による統計情報のシステム化のあり方 	

統計委員会の構成

(参考)

統計委員会

基本計画部会（委員13名）

公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項

第1WG(公的統計の整備の考え方、統計リソース関係)

第2WG(公的統計の体系的整備(経済統計関係))

第3WG(公的統計の体系的整備(人口・社会統計関係))

第4WG(統計作成・利活用環境の整備関係)

国民経済計算部会

国民経済計算の作成基準の設定に関する事項

勘定体系・新分野専門委員会

生産・支出専門委員会

財政・金融専門委員会

ストック専門委員会

人口・社会統計部会

人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項

産業統計部会

農林水産、鉱工業、建設、公益事業、通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス及び流通統計並びに環境統計に関する事項

企業統計部会

企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計並びに財政及び金融統計に関する事項